

特定非営利活動法人 社会基盤技術支援協会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人社会基盤技術支援協会という。以下「法人」という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本法人は、高度な技術と豊富な経験を有する会員相互の協力により、社会基盤の建設・再生技術や情報化社会に関する幅広い分野で、調査研究および教育普及活動を行うとともに、不特定多数の市民・団体・学生等を対象に助言又は支援・協力をを行い、次世代を担う人材の育成や学生起業家の育成、社会基盤整備の技術水準の向上、構築物や施設の高耐久化や品質向上をつうじた強靭な国土づくりや健全なまちづくり、環境の保全、地域安全等の公益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、特定非営利活動促進法(以下「法」という)第2条の別表に掲げる項目のうち、社会基盤整備に関する活動に積極的に貢献する。

- 1 まちづくりの推進を図る活動
- 2 環境の保全を図る活動
- 3 情報化社会の発展を図る活動
- 4 科学技術の振興を図る活動
- 5 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- 6 前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1 特定非営利活動に係る事業

- ①社会基盤技術向上のための研修事業
- ②社会基盤の建設・維持管理に関する技術支援事業

- ③社会基盤施設の性能評価、審査または検査支援事業
- ④社会基盤整備に関する I C T の活用支援事業
- ⑤新分野への進出支援事業
- ⑥学生の起業家育成事業
- ⑦その他法人の目的を達成するために必要な事業

2 その他の事業

- ①建設関連業務受託事業
- ②企業経営支援事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人
 - 2 賛助会員 この法人の目的に賛同して援助を行う個人および団体
- 事業に参加希望の賛助会員は、活動会員として登録し、年会費を払うものとする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 本法人の会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 退会届の提出をしたとき。
- 2 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- 3 繼続して2年以上会費を滞納し、催告を受けてもなお納入しないとき。
- 4 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 本法人の定款等に違反したとき。
- 2 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費およびその他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 役員および職員等

(種別および定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- 1 理事 5 名以上 20 名以内
 - 2 監事 2 名以内
- 2 理事のうち、1 名を理事長とし、必要に応じ 2 名以内の副理事長を置くことができるものとする。

(選任等)

第 14 条 理事および監事は、理事会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者および 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決にもとづき、この法人の

業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- 1 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 2 この法人の財産の状況を監査すること。
- 3 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- 4 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- 5 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- 1 定款の変更
- 2 解散
- 3 合併
- 4 事業報告および活動決算

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- 2 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要する場合は、出席者総数の 2 分の 1 以上の議決により議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号および第 52 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1 日時および場所

2 正会員総数および出席者数(書面又は電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

3 審議事項

4 議事の経過の概要および議決の結果

5 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

2 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

3 総会の決議があったものとみなされた日

4 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- 1 事業計画および活動予算並びにその変更
- 2 役員の選任又は解任、職務および報酬
- 3 会費の額
- 4 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。)その他新たな義務の負担および権利の放棄
- 5 事務局の組織および運営
- 6 その他運営に関する重要事項
- 7 総会に付議すべき事項
- 8 総会の議決した事項の執行に関する事項
- 9 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 1 理事長が必要と認めたとき。
- 2 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 3 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 33 条第 2 号および第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項および第38条第1項第2号の適用について、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- 1 日時および場所
 - 2 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。)
 - 3 審議事項
 - 4 議事の経過の概要および議決の結果
 - 5 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

第7章 運営組織

(委員会および部会等)

第39条 本法人は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、運営組織としての各種委員会および部会等を置くことができる。

2 委員会および部会等の組織並びに運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(顧問及び参与)

第40条 本法人には、顧問および参与を若干名置くことができる。

2 顧問および参与は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 顧問および参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、理事会に出席して意見を

述べることができる。

- 4 顧問および参与は、報酬を含めその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 5 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 8 章 資産および会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 設立の時の財産目録に記載された資産
- 2 入会金および会費
- 3 寄附金品
- 4 財産から生じる収益
- 5 事業に伴う収益
- 6 その他の収益

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産および他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計および他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画および予算)

第 46 条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 47 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理

事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加および更正)

第 48 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経て、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- 1 目的
- 2 名称
- 3 その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- 4 主たる事務所およびその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- 5 社員の資格の得喪に関する事項
- 6 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く)
- 7 会議に関する事項
- 8 その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- 9 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る)
- 10 定款の変更に関する事項

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- 1 総会の決議
 - 2 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - 3 正会員の欠亡
 - 4 合併
 - 5 破産手続開始の決定
 - 6 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 54 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項の規定に従い、総会の議決により選定したものに譲渡するものとする。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、法人ホームページに掲載して行う。

第 11 章 雜則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事	佐藤 敏行
副代表理事	内山 照行
理事	古畠 美喜雄
同	中川 隆行
同	小松 正範
監事	納富 直裕
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 26 年 11 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および活動予算は、第 46 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 25 年 9 月 30 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

1 入会金	正会員(個人)	10,000 円	賛助会員(個人)	5,000 円
	(団体)	50,000 円	賛助会員(団体)	1 口 50,000 円(1 口以上)
2 年会費	正会員(個人)	12,000 円	賛助会員(個人)	6,000 円
	(団体)	60,000 円	賛助会員(団体)	1 口 60,000 円(1 口以上)
- 7 この法人の主たる事業所は、福岡市博多区博多駅南 4 丁目 18 番 2 号 明東ビル 301 号に置く。
- 8 この定款は、福岡市長の変更認証を受けた年月日より施行する。